

香芝市監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年5月10日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：教育部 生涯学習課>

- 1 監査実施年月日 令和4年11月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年1月25日
- 3 措置状況通知 令和5年3月14日香教生第202号

番号	定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
1	<p>文化活動及びスポーツ活動で、全国大会等に出場した個人又は団体に対して交付される激励金（以下「スポーツ激励金」という。）について、スポーツ激励金は、香芝市文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱に基づき交付手続が行われているが、当要綱の規定では、交付対象者を個人としながらも、実際にスポーツ激励金を受け取るのが、交付対象者が所属している団体となる場合がある。</p> <p>スポーツ激励金の交付対象者と実際にスポーツ激励金を受け取る者は、後々の金銭トラブルを回避するためにも、原則的に一致させておくべきであると考え。その他、当要綱上、スポーツ激励金の交付対象が個人なのか団体なのかが曖昧になっている点も見受けられるため、それらの点を整理し、当要綱の見直しを図られたい。</p>	措置済	補助対象を「個人」とすることで、令和5年4月1日付で要綱改正対応済。

<p>2</p>	<p>現在指定管理者により管理されている香芝市体育施設及び香芝市中央公民館については、指定管理者から、基本協定書に基づき、月次報告や年度終了後の事業報告はなされているものの、現金出納簿や領収書などの経理書類のチェックは、基本協定書に具体的に記載されていないこともあり、所管課においては特になされていなかった。</p> <p>所管課において指定管理業務の実施状況を点検、評価する上で、指定管理者から提出される財務関係の報告書の内容精査も重要であり、随時財務関係の報告書の内容を経理書類と照合して精査するなど、財務面における指定管理者に対する管理・監督にもより一層努められたい。</p>	<p>措置済</p>	<p>財務帳票についても各指定管理者に提出を求めるまたは原本確認することで協議済。</p>
----------	---	------------	---